



## 配慮意見書

(仮称)都市高速鉄道名古屋鉄道名古屋本線(山崎川～天白川間連続立体交差)計画段階環境配慮書についての名古屋市環境影響評価条例第7条の5第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

平成31年3月27日

名古屋市長 河村 たかし

(仮称)都市高速鉄道名古屋鉄道名古屋本線(山崎川～天白川間連続立体交差)に係る事業計画の検討及び今後の環境影響評価手続の実施にあたっては、当該事業に係る計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)に記載されている内容及び以下の事項を踏まえて、適切に対応することが必要です。

### 1 対象事業の内容に関する事項

- (1) 工事実施計画において、仮線方式を想定しているが、仮線及び側道の計画が示されていない。したがって、仮線方式を採用する場合は、仮線及び側道の計画並びに計画策定の経緯を明らかにすること。
- (2) 過去に実施された立体交差事業の知見を活かし、より周辺環境に配慮した事業計画及び工事計画を策定すること。

### 2 環境影響評価の項目の選定

- (1) 配慮書では、存在・供用時における計画段階配慮事項は抽出しているが、工事中については抽出していない。立体交差事業に係る工事の影響は、長期間にわたることが予想され、仮線方式を採用する部分は、民家等に近接して列車が走行することによる騒音及び振動等に加え、踏切の横断距離が長くなることによる安全性等の環境影響が考えられる。したがって、工事中における環境影響評価の項目についても適切に選定すること。
- (2) 事業実施想定区域は、大江川及び天白川と交差していることから、工事による影響が河川に及ぶおそれのある場合は、環境影響評価の項目として水質・底質を選定し、調査及び予測地点を適切に設定すること。
- (3) 配慮書において抽出しなかった環境要素についても、周辺の土地利用状況等に応じて、環境影響評価の項目として適切に選定すること。なお、選定にあたっては、桜神明社古墳等の埋蔵文化財並びに供用時における自動車の交通量の増加及び走行速度の上昇についても十分に考慮すること。

### 3 環境要素に関する事項

#### (1) 全般的事項

事業実施想定区域沿線には教育施設が多数存在しており、事業の実施が工事中の騒音及び安全性並びに存在・供用時の日照阻害その他の環境要素に影響を及ぼすおそれがある。したがって、沿線の教育施設に配慮した事業計画を検討するとともに、調査、予測及び評価を適切に実施すること。

#### (2) 騒音

騒音の予測では、事業を実施しない案と比較して、事業を実施する案の騒音レベルが低減するとしているが、予測に用いた既存資料の調査結果では、高さ方向の影響等が考慮されていない。したがって、事業実施想定区域沿線の中高層住宅等への影響を考慮して調査、予測及び評価を実施すること。

#### (3) 電波障害

電波障害の予測では、予測条件における送信点高さが瀬戸局の高さに設定されていないことから、予測条件を適切に設定し、予測及び評価を実施すること。

#### (4) 景観

景観の評価では、「部分的に景観の変化はあるものの景観への影響は小さい」としているが、予測場所の選定方法によっては、景観に及ぼす影響が大きくなるおそれがある。したがって、調査、予測及び評価の手法について十分検討すること。

### 4 その他

(1) 仮線方式を採用する場合は、仮線及び側道の設置が周辺住民の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるため、住民の理解と協力が得られるよう事業計画等について丁寧に説明すること。

(2) 住民等から寄せられた意見について十分な検討を行うとともに、今後とも住民意見の把握に努めること。

(3) 今後の環境影響評価図書の作成にあたっては、図表の活用や用語解説の記載等により、市民に十分理解される分かりやすい表現となるよう努めること。